

心の板に刻まれた罪

——エレミヤ書17章の釈義的研究——

大 串 肇

エレミヤ書17章は、様々な「文学類型」Gattungenを内包する。この章の複雑な構成は、果たしてどのように説明されるべきなのか。ある編集原理に基づいた、ひとつの編集的産物なのか、あるいはひとつの文学的「発展」Wachstumとして理解すべきなのだろうか。その判断の前に注目すべきは、これらの各単元を結びつける連結語として人間論用語「心」(kol)が、特に前半で、ある特定の役割を果たしているように思えることである(1, 5, 9, 10節)。本論では、このkolの用法について考察すると共に、この章の各単元の宣教の意図やこの章全体の形成過程について以下の釈義的分析を通じて解明する。以下の図によって、17章全体の構成を概観することが出来る。

構 成

- I 1 – 4 節 「告発」Anklage (1 – 2 節) と 「刑罰の告知」Strafansage (3 – 4 節)
- II 5 – 13 節 「知恵及び詩編風の言葉」Weisheitliche und psalmenartige Sprüche
 - a. 5 – 8 節 「呪いと祝福の言葉」Fluch – und Segenssprüche
 - b. 9 – 11 節 「人間の心とヤハウェの正当な裁きに関する発言」Aussage über das meschliche Herz und das gerechte Urteil Jahwes
 - c. 12 – 13 節 「信仰告白の発言」Bekenntnisaussage
- III 14 – 18 節 「預言者の祈り」Gebet des Propheten
- IV 19 – 27 節 「安息日の聖別に関する散文説教」Prosapredigt über die Sabbatheiligung

1. 「文学様式」 Form, 「文学的批判」 Literarkritik, 所謂「真正性」 Echtheit の問題

第1の单元（1－4節）で注目すべきは、先ず2*－3節a αで韻律が崩れている点である。また、偶像礼拝に関する発言によって、この審判の言葉が内容的に拡張されている点である。この散文体テクストは、申命記史家の典型的用法「高い丘の上で、緑の木の下で」(vgl.エレ2, 20;3, 6.13)から、恐らく申命記史家によるものと判断される。⁽¹⁾この申命記史家による付加を除いて、1－4節は、ほぼ詩文体で描かれており、以下の諸々の「意図」 Intentionen と内容から、預言者自身に帰するものと考えられる。すなわち、

- a. この審判の言葉は、民全体に向けられている。この特徴は、エレミヤによる審判宣教に反映している。⁽²⁾
- b. 民の改善の見込みがないこと（1節）と捕囚の脅威（3－4節）とが示唆されている点は、エレミヤによる「真正」な預言にも見られる。⁽³⁾

但し、この審判の言葉の語られた詳細な歴史的状況を特定することは、困難である。⁽⁴⁾

他方、民全体に向けられた審判の言葉（1－4節）に対して、続く5－13節の言葉では、明らかに、語られている対象が相違する。つまり、12－13節を除いて、5－13節では専ら個人の運命が問題になっているからである。また、ヤハウエの下す審判の正当性が、——後代のヨブ記では主たる問題となっているが——ここで問われている。更に、小单元5－8節、9－11節、12－13節の各々の文学的独自性は、5節以下ののみならず、後の14－18節に対する以下の内容的相違からも明白である。

- a) 5－8節は、文学様式及び内容上、それ自体で完結している「呪いと祝福の言葉」 Fluch – und Segenssprüche と特定し得る。というのは、呪い（5節）と祝福（7節）との対峙が、各々の対照的な自然界の譬えによる表象（6, 8節）によって鮮明に描かれているからである。
- b) 9節は、新たな小单元（9－11節）を開始する。9節と10節は、連結

語として機能する鍵の言葉コウによって、結合されたと思われる。11節は、多分ひとつの格言からの引用らしい。9－10節の作者が、ヤハウェの正当な裁きの例証（10節b）としてここに採用したと考えられる。こうして9－11節の思考上の流れは、完結している。

- c) 5－8節と9－11節の間には、内容上、緊張がある。つまり、前段で主たる内容とされていたヤハウェに対する信頼は、9－11節では重要な役割を果たしていない。というのは、人間の心がそもそも偽りに満ちており、救い難いからである（9節）。また、ここでは人間の能力や判断、あるいは態度によって左右される祝福や呪いの結末については、全く言及されていない。ただヤハウェのみが、人間の心を調べ、試みる者であり、正義と不義とを区別する能力を有することだけが強調されているからである（10節）。
- d) 集合的「告白」を内包する12－13節は、5－11節とは異なって、個人の運命について何も語っていない。また、この点では、12－13節は、続く14－18節の預言者による個人の祈りと区別されるべきである。
- e) 12－13節と14－18節との際立った相違点は、次の点である。すなわち、エレミヤは確かに過酷な彼自身の個人的体験にもかかわらず、ヤハウェの助けを求めて祈っている（14節以下）。ところが、12－13節に言い表されているような、聖所における神の臨在に対する特別な信仰を預言者が抱いていたとは言えない。少なくとも祈りの中ではそのような信仰は言い表されていない。

かつて、9－10節、12－13節と14－18節の預言者の祈りとの関連性を明らかにしようとする試みがなされた。その際、9－10節が、預言者の祈りの「序」⁽⁵⁾、「結び」⁽⁶⁾、あるいは、12－13節が、預言者の祈りの「序」であると理解された。⁽⁷⁾だが、こうした試みは、前掲の諸点について十分に説明し得ることに成功したとは思えない。⁽⁸⁾

5－13節の作者に関しては、今も尚論争されている。但し、5－8節がエレミヤに帰すると主張する者は多い。⁽⁹⁾つまり、預言者自身が自分の体験や信仰を再考した結果がここに沈殿していると見なされたのである。⁽¹⁰⁾だが、以下の理由

から、この箇所は比較的後代に成立したと考えるべきである。すなわち、

a) 「人間に拠り頼む者には不幸が、神に信頼する者に幸運がもたらされる」⁽¹¹⁾ という考え方と矛盾するような出来事をエレミヤは体験していた(vgl. エレ 12, 2)。

b) 「祝福」(vgl. 7:20) は、一般的に言って、捕囚前の預言者において重要な役割を果たしていない。⁽¹²⁾ しかも、彼らが「呪い」について語るのは極く稀である。もっとも例外的にエレミヤが自分の誕生日を呪ったことはあった(エレ 20, 14 – 15)。⁽¹³⁾ だが、この箇所との明白な関連は認められない。また、エレミヤは、他の箇所で祝福と呪いの「二者選択」Alternativeについて語っていない。

C) 前捕囚期の記述預言者たちは、確かにヤハウェに対する信頼に関して言及している。だが、その「文学様式」Form と「宣教の意図」Verkündigungsabsichtは、5節以下と全く異なっている。つまり、それらの言葉は、武器や町の規模など、軍事力に対する民の誤った信頼に対する「告発」Anklageとして言い表されているのである (vgl. ホセ 10, 13 LXX; エレ 5, 17 u.a.)。⁽¹⁴⁾ また、預言者たちは、このヤハウェに対する信頼の問題を、宗教的領域と同様に倫理的領域における民に対する非難の中で具体化し、更に展開している。エレミヤも、「空しい言葉」(エレ 7, 4), 「神殿」(同), 「欺き」(エレ 28, 15)⁽¹⁵⁾ に対する誤った民の信頼を厳しく非難した。しかし、5 – 8 節のように、神信頼に関して一般化され普遍化された発言が、預言者自身による宣教に帰するとは殆ど考え難い。

d) このエレ 17, 5 以下に文体上また内容的に近いのは、詩編 1 編である。この詩編の成立年代は、一般に捕囚後と考えられている。⁽¹⁶⁾ 知恵的な対立命題や自然界からの比喩等、両者には共通点が多い。

多くの注解者たちは、9 – 10 節をエレミヤ個人の経験から説明し、エレミヤのものと見なしている (vgl. エレ 15, 18; 20, 9)。⁽¹⁷⁾ だが、この箇所が人間の心に関する一般的な叙述である点は見逃せない。確かに、エレミヤは民の偽りを暴露した(エレ 9, 3以下)。また、彼は偽預言者の欺きをも指摘することも出来

た（エレ5, 31 u.a.）。だが、人間の心が偽りに満ちており、救い難いと、一般化して預言者が述べたとは考えにくい。また、神が人間の心を吟味することについての発言は（10節），古い箴言や個人の嘆きの歌に既に見られる（箴17, 3；詩17, 3 u.a.）。エレミヤもこの表現定式を彼の所謂「告白録」の中に採用している（エレ11, 20；12, 3）。¹⁸⁾だが、エレ17, 10は、祈祷者自身による「無実の誓い」Unschuldbeteuerungではなく、ヤハウェの言葉として形成されている。¹⁹⁾したがって、9－10節はエレミヤには帰さないと考えられる。²⁰⁾

11節の「真正性」Echtheitは、疑わしい。²¹⁾ というのは、この節は9－10節の文脈に依存しているからである。確かに、この節は不正な富を得たヨヤキム王を暗示すると主張する者も注解者の中には多くいる（vgl. エレ22, 13以下）。²²⁾だが、明白な確証はなく、推測の域を出ない。

12－13節が後代の捕囚後に成立したものであることに、学説はほぼ一致している。²³⁾以下の論拠から、その見解は支持されるべきである。

- a) 12節の告白に見られる希望、聖所に臨在する神への期待は、エレミヤが審判宣教の中で聖所に対する誤った民の信仰を非難したことと矛盾する（vgl. エレ7; エレ26）。²⁴⁾
- b) 12節で用いられている表象は、エレミヤ書中の後代のテクストに専ら出て来る（「栄光の御座」²⁵⁾、「われわれの聖所」²⁶⁾、「イスラエルの希望、ヤハウェ」²⁷⁾）。
- c) ヤハウェを「活ける水の源」と表現する用法は、真性な箇所であるエレ2, 13を想起させる。そこでは確かにイスラエルの神からの離反が具体的な民の背信として告発されている。だが、エレ17では、具体的な「罪の証示」Schuldaufweisではなく、ヤハウェから離れるならば、全て滅ぼされると、一般化され普遍化されている。

以上の考察から、12－13節が二義的であることは分明である。

恐らくエレミヤ自身に遡ると考えられる祈り（14－18節）に続いて、それ自体で完結している散文体による説教が続く（19－27節）。ここには申命記史家的な用語が明らかに用いられている。しかし同時に、——ネヘ13, 15以下にあ

るような捕囚後の主要なテーマのひとつである — 安息日の聖別に関する主題が取り上げられている。この散文体説教の由来について、捕囚期か捕囚後か、研究者の間では見解が著しく分かれている。だが、諸々の理由から捕囚後の成立が最も妥当と考えられる。²⁹

2. 17章の形成に関して

17章の各单元の構成は、各单元間における不均衡や緊張のゆえに、一人あるいは複数の編集者によって一気に各文学材が編集されたとは考えにくい。むしろ時間をかけて漸く現在の形に形成されたと考えるべきではないだろうか。以下のように、17章の形成は、ひとつの文学的「発展」Wachstumとして説明されるべきではないだろうか。

2*—3節 a αにおいて、申命記史家たちは、1節のエレミヤによる「罪の証示」Schuldaufweisを拡張し、「ユダの罪」を独自の言い回しによって、偶像礼拝であると明示し、かつ、その罪こそ、民の滅亡(前587年)とユダの捕囚の原因とななったと神学的に解釈した。³⁰

5—8節の作者は、連結するための鍵の言葉であるコラによって、呪いと祝福の言葉(5—8節)と前段の審判の言葉とを結合した。³¹こうしてヤハウェの審判と裁きが、個人各自の正当な態度によって、すなわちヤハウェに対する信頼によって下されることと普遍化した。

他方、9—11節は、恐らく別の手によって、鍵の言葉であるコラが用いられ、ここに連結された。それは、彼らの人間論的発言が、前段5—8節の個人の運命に関する一般的な発言に対して批判的に対峙されたためであった。すなわち、人間の心は偽りに満ちて、救い難い。それゆえ、神だけが、人間の心を試みる者として正しく判断出来ると主張したのである。

詩編や知恵の格言風の言葉5—11節と「信仰告白の言葉」12—13節とは、2つの鍵の言葉、すなわち、「捨てる」(זִבַּח)と「離れ去る」(רֹאשׁ)によって連結された(11節と13節、及び5節と13節)。9—11節に対して、12—13節はむし

ろ5－8節の内容にもどる。つまり、祭儀共同体におけるヤハウェの臨在に対する信仰あるいは期待にしたがって、ヤハウェが正当な審判を行うことが確証されるのである。

「ヤハウェの言葉」(יהוה דבר *דבר*)によって(15, 20節), 独立した单元である14－18節と19－27節が連結された。こうしてヤハウェの言葉に対する従順が, 安息日の聖別の遵守に具体化される。ヤハウェの言葉に対する従順という主題が, 「聞く」(שׁמָע)という鍵の言葉によって, この散文説教の中で更に展開される(20, 23, 24, 27節)。そして最後にこの章全体が, その主題たる神の審判, ヤハウェの怒りを表す「火」(שָׁאַת)によって枠付けられた(4, 27節)。⁽³¹⁾

3. 各单元の「意図」*Intentionen*

A. 1－4節

預言者は, ヤハウェの審判(3*－4節)を「ユダの罪」(1節)によって理由付けようとする。その罪は, 「祭壇の角」の上と同じく, 「心の板」に書き記されている。しかも, 民の罪は「鉄のペン」と「ダイヤモンドの鑿」によって刻まれ, 消すことが出来ない(vgl.ヨブ19, 24)。こうして罪の浄化の可能性が全くないことが強調される。このように罪が深く心の中に根ざしているので, 犀牲祭儀による浄化の実践は無益である。

人間の罪に対する預言者の鋭い認識は, 彼の審判宣教の中に反映している(エレ2, 22; 4, 22 u.a.)。⁽³²⁾ 例えば, エレ2, 22では, 民はたとえ強力な洗浄剤を使用しても自分たちの罪を清めることができないと言われている。このエレミヤの審判宣教の先鋒さは, もはや変えることの出来なくなつた民の悪と改善の見込みのなさを彼が暴露することによって, ヤハウェの刑罰の不可避性を根拠付けた点にある。⁽³³⁾ また, 民の罪は, 内在化・潜在化しているだけでなく, 祭壇の角の上に流される犠牲の血のように, 表面化している。そこでヤハウェは, この民に対して, — その民の土地を暴力的に略奪する形で — 戦争による破局をもたらす。そして彼らは見知らぬ国に連れ去られ, そこで従属しなかれば

ならない（3－4節）。

B. 5－13節

第2の小单元（5－8節）は、とりわけ詩編に見られるようなヤハウエに対する信頼を主題として取り上げる。³⁴個人の運命は、神に信頼するか、それとも人間の力に依存するかで決定されると主張する。5節の呪いの言葉は、はかなく、弱い人間の力に依存する者に対して語られる（vgl. 5節「肉を自分の腕とする」）。作者はこうした人間を荒野の熱に脅かされている灌木に譬える。他方、7－8節の祝福の言葉は、ヤハウエに信頼する者の活力を水辺に植えられた、水源に根を張る緑の木に譬えて描く（13節では、ヤハウエを活ける水の源としている）。

これに対して9節は、人間の心が偽りに満ちており、救い難いことを主張する。³⁵10節は、ヤハウエのみが正当な判決を行う者であり、ヤハウエの見識の無制限の能力を強調する（箴24, 12）。ヤハウエは心を吟味する者であり（10節a）、刑罰をもって報復する（10節b）。その判決には誤りがない。11節の格言風の言葉は、10節との関連でここに引き合いに出される。旧約聖書では、富は祝福の結果であり、富そのものには積極的な意味がある。だが、不正をもって得た富は、ヤハウエがその悪を見抜くことが出来るので、失われることになる（11節）。³⁶

他方、12－13節の「信仰告白の発言」では、活ける水の源であり、聖所に現在するヤハウエに対する信頼や期待が示される。他方、5節以下の呪いの言葉にもるように、ヤハウエから離れ去った者は、滅ぼされる。

C. 14－18節

預言者はヤハウエに対する呼びかけから彼の祈りを開始する（14節）。そしてこの祈りの誘因について彼は明かす。つまり、それは彼の敵対者たちの非難であった（15節）。エレミヤが宣教した審判が実現しなかったために、預言者は同時代の人々から嘲笑されたのである。預言者自身は審判を望んではいなかった

と主張する(16節a)。そしてヤハウエを彼の無罪の証人として引き合いに出そうとしたのである(16節b)。したがって、ここではヤハウエの言葉の成就が問題となっている。だから、神による裁きの日がこの单元の鍵の言葉になっている(16a, 17b, 18b α)³⁷。また、ヤハウエこそ、避け所であるという預言者自身の確信が表明される(17節)。そして災いが彼の敵対者たちに臨み、彼はヤハウエによって守られることを希望した(18節)。このように預言者の祈りは、その祈祷者の生涯の中で災いは必ず実現するという確信と堅く結びついている。だから、エレミヤは個人的な復讐を望んだのではなく、むしろ審判の行為を全てヤハウエに委ねることを通じて、復讐を断念したのである。³⁸こうして苦惱に満ちた中にも預言者の祈りに示されているエレミヤの信仰と「ヤハウエの言葉」を侮蔑する敵対者たちとの相違が明確にされる。

D. 19 – 27 節

ヤハウエは預言者にある委託を与えた。それは「ヤハウエの言葉」に聞き従うようにと呼びかけることであった(19 – 20節)³⁹。この「ヤハウエの言葉」の内容は、安息日に関するものであった(21節以下)。その命令を遵守することは、民の存亡にかかわる重大な事柄であった(24節以下)。だが、そのためには先ずその民が、自分たちの罪を自覚すること。民は、歴史の中でいかにヤハウエに従順に聞き従ってこなかったか、理解する必要があった(23節)⁴⁰。彼らの先祖たちがヤハウエに対して不従順を繰り返していたことが、申命記史家的表现によって描かれる。すなわち23節a「聞き従わない」、「耳を傾けない」⁴¹、23節b α「うなじを固くする」⁴²である。これらはエレミヤ書中の申命記史家的箇所で、やはり申命記史家的表现である「(悪い) かたくなな心」⁴³と平衡して用いられていることが多い。そこでは罪の本質が、人間の不従順、つまり、ヤハウエに対する頑なさと強情と理解されている。この14節以下の单元では、コラという語は用いられていない。が、この散文説教は、先に預言者によって示されていた人間の内に深く根ざしている罪に関する理解と認識を共有している。

4. 各单元におけるコラの用法

「ユダの罪は、心の板の上に、その祭壇の角の上に、
鉄のペンで刻まれ、ダイヤモンドの鑿で書き込まれている。」（エレ 17, 1）

1節は、独特な言い回しで描かれている。「心の板」という表象は、この箇所以外では旧約聖書中、次の箴7, 3に出てくるだけである。⁴⁴⁾

「それらを（=命令や教え）をあなたの指に結びなさい。
それらをあなたの心の板に書き記しなさい。」

コラは、木材、金属、あるいは石等の様々な材質による板全般を、また特に書くための板を表す terminus technicus である。⁴⁵⁾ また、板に書き記す目的は、語られた言葉を後代の世代の為に保持することにある（イザ 30, 8；ヨブ 19, 23 – 24）。⁴⁶⁾ この箴7, 3に用いられている「心の板」という表現は、箴7, 3においては、2節の知恵の教師の教えを保持する勧告、「このようにそれらは（=教え）保持されるべきである」と関連して用いられている。つまり、この場合、コラは、「継続的な自覚の座」⁴⁷⁾、あるいは「記憶の座」⁴⁸⁾と理解される（箴4, 20 – 21；6, 20 – 21；22, 17以下；ヨブ 22, 22；シラ 16, 24 u.a. vgl. ニコリ 3, 2 – 3）。だが、エレミヤは、書くことの諸表象、鉄のペンやダイヤモンドの鑿で心の板に刻み込むという表現を転用しながら、人間の罪の内面化を描き、罪を消去することの不可能性を強調した（エレ 17, 1）。⁴⁹⁾ この独特的な用法は、同じような表象で神の救済行為による人間の心の根本的な革新を描いている救済預言エレ31, 31a を髣髴させる。

「呪われよ、人間により頼み、肉を自分の腕とし、その心がヤハウエから離れている者は」（エレ 17, 5）

この節は明らかに7節と内容的に対峙する。ヤハウエにより頼むには、意志の傾注が求められる（vgl. 詩62, 9）。その際、コラは、意志の座であると考えられ

る。ヤハウエに対する従順への明確な意志の決断が重要な課題となる(vgl.申6, 5)。だが、5節のコラの場合は、ヤハウエからの離反として特徴付けられている(vgl.エレ5, 23)。

「心は何よりも偽りに満ちており、救い難い。誰がそれを知るのか。」

「わたし、ヤハウエが、心（臓）を究め、腎臓を調べる、

各々、その歩みとその業の実にしたがって報いる。」(エレ17, 9—10)

「心は偽りに満ちている」という表現は、旧約聖書中他の箇所には見られない。⁵⁰ 形容詞「偽りの、狡猾な」(בָּקָשׁ)という語は、動詞「偽る」(בָּקַשׁ I qal)，名詞「踵」(בָּקָשׁ)からの派生語である。⁵¹ 動詞「偽る」בָּקַשׁ I は、旧約聖書では、父祖「ヤコブ」という個人名と結びついている(創27, 36; vgl.25, 26)。この言語的な連関を利用して、預言者ホセアは民の不誠実な振る舞いを非難した(ホセ12, 3以下)。ホセアと同じ様に、エレミヤは後代になって、この表象を民の社会的腐敗を批判する中で用いた(エレ9, 3以下)。

このようにして、ホセアとエレミヤの2人の預言者たちは、伝承された父祖の偽りに関する言葉を各々の審判の言葉、民全体に対する「罪の証示」Schuldaufweisに転用したと考えられる。だが、エレ17, 9は、こうした預言者的告発の言葉とは、様式史上、明らかに異なっている。また、この包括的な人間論的発言には特定の歴史的連関も欠如している。

コラと「救い難い」(עֲנָנוּ)とが結合している用法は、旧約聖書では唯一このエレミヤ書の箇所だけである。この「救い難い」(עֲנָנוּ/עֲנָנוּ)という語は、旧約聖書中8回出てくる。⁵² 第一義的に、その語によって、救いようのない、軍事的打撃が言い表されている。⁵³ また、神の審判行為としての、恐ろしい戦争が描かれている。⁵⁴ 他方、エレ15, 18では、エレミヤは彼自身の悲痛な体験を描くのにこの語を用いている。だが、エレ17, 9では、人間の心の救い難さについて、広く一般化されて語られているのが特徴である。

以上のように9節は、ひとつの人間論的発言を形成している。だが、この一般化された発言も、エレ17, 1の「告発」Anklageのような預言者的審判宣教の中で表されている預言者自身の民の罪に関するラディカルな洞察や見識を前提にはしていないだろうか(vgl.エレ2, 22;13, 23 u.a.)。

ヤハウエが、人間の「心（臓）」**לב**（と「腎臓」**כליות לב**）を調べる、という発言は(10節)，以下のように様々な形で旧約聖書では伝承されている。

- a) **לב נחן** + (詩17, 3 ; 箴17, 3 ; vgl. エレ12, 3)
- b) **לב חקר** + (箴25, 3 ; vgl. エレ17, 10)
- c) **כליות לב**
 - i) + **נחן** (詩7, 10)
 - ii) + **צרא** (詩26, 2 ; vgl. エレ11, 20)
 - iii) + **ראה** (エレ20, 12)

ヤハウエによる調査は、しばしば金属の溶解として譬えられている(vgl. 詩17, 3 ; 26, 2 ; 66, 10 ; 箴17, 3 ; エレ6, 27)。10節では、**בל**と**כליות**が対で出てきている。2つの用語とも、もともとは、からだのほぼ中心に位置する内臓の重要な器官を表す人間論用語である。また、**בל**は、人間の意志、思考の座であるのに対して、**כליות**は、喜び(箴23, 16)や悲しみ(詩7, 22)等の人間の感情や良心(詩16, 7)の座として理解される。すなわち、ここでは理性と感情を持ち合わせた人間「全体」が、ヤハウエの調査探求の対象となっているのである。⁵³

注

- (1) Vgl. W.Thiel, *Die deuteronomistische Redaktion von Jeremia 1-25*, WMANT41, Neukirchen-Vluyn, 1973, 202-203; J.P.Hyatt 949; J.Schreiner (I) 107; R.P.Caroll 349; G.Wanke (I) 163; W.Werner (I) 163。
- 但し、R.Brandscheidt (*Die Gerichtsklage des Propheten Jeremia im Kontext von Jer 17**; TThZ 92, 1983, 61-78, 特に64-67) は、1節ab以外はこの最初の單元1-4節の残りを後代の付加とした。だが、1節c「あなたがたの祭壇の角の上に」を本文上の問題として取り扱いながら、つまり、マソラ本文の意味が不明であると結論付ける一方で、本文から削除せず、結局、文学的批判上の問題として、後代の編集と処理する点は、方法論上の混乱があると言わざるを得ない。また、R.Brandscheidtは2節を1節cの編集的付加の連続と考えながらも、他方で、2節とは別に、1節c, 3節, 4節cに別の後代の編集者を想定するという複雑な編集過程を推論する。が、その論拠が希薄で到底支持出来ない。
- 尚、以下本論では、エレミヤ書注解書に関して、著者名及びページ数のみ(複数巻ある場合は略数字にて巻数を併記した)、他の注解書並びに辞書辞典は、著者名とページを記し、書名及び巻数は略した。著作論文は、最初の掲載以外は、著者名とページ数を記し、論文名は略した。また、聖書本文は原則として私訳した。但し、聖書箇所略記号は、新共同訳聖書に準じた。
- (2) Vgl. エレ 1, 14;10, 18以下; 15, 5-9; vgl. アモ 8, 2 u.a.
- (3) Vgl. エレ 2, 22;13, 23 u.a.
- (4) 但し、この審判の言葉が、所謂「贖罪日」に語られたと推定することを、全く否定することは出来ない(P.Volz 184; A.Weiser 144; J.P.Hyatt 949; W.Rudolph 115; J.Schreiner [I] 107; 反対, J.R.Lundbom [I] 777)。というのは、ここでは罪の象徴と解釈され、民の罪を浄化するために毎年贖罪の日に犠牲の血が流されている「祭壇の角」について言及されているからである(vgl. レビ 16, 18)。だが、この説明では推論の域を出でていないことも事実である。つまり、犠牲の血が祭壇の角の上に流されたのはこの日に限った事ではないかも知れないからである(Vgl. レビ4, 7以下; 8, 15 u.a.; vgl. W.L.Holladay [I], 486)。確証はないが、4節が捕囚を暗示していることから、これらの言葉が語られたのは預言者の比較的後代の活動期、ヨヤキム時代ではないかとも推論されている(vgl. W.Rudolph 115; A.Weiser 144; vgl. P.Volz 184-185)。
- (5) B.Duhm 146-147; C.H.Cornill 213; J.P.Hyatt 952。
- (6) Vgl. B.Baumgartner, *Die Klagegedichte Jeremia*, BZAW32, Giesen, 1917, 44。
- (7) Vgl. A.Weiser 152-153; W.Baumartner, *Klagegedichte*, 40-41;
H Graf.Reventlow, *Liturgie und prophetisches Ich bei Jeremia*, Gütersloh, 1963, 229以下; J.M.Berridge, *Prophet, People, and the Word of Yahweh An Examination of Form and Content in the Proclamation of the Prophet Jeremiah*, BsT 4, Zürich, 1970, 137.149 Anm.188。但し、R.Brandscheidt (*Gerichtsklage*, 67-

- 70), G.Wanke (I 167), W.Werner (I 168) は、この連闇を捕囚後による編集とする。
- (8) 9-10節と14節以下の独立性に関しては以下を参照せよ。Vgl.W.Rudolph 116。同様に12-13節及び14節以下の独自性に関しては以下を参照せよ。
 Vgl.B.Duhm 147-148;C.H.Cornill 216;J.P.Hyatt 954-955;W.Rudolph 117;J.Bright 119; J.A.Thompson 423;W.L.Holladay (I), 500-501 ; S.Mowinckel, Zur Komposition des Buches Jeremia, kristiania, 1914, 20;W.Thiel, Redaktion I , 203; N.Ittmann, Konfessionen Jeremias Ihre Bedeutung fur die Verkündigung des Propheten, WMANT54, Neukirchener, 1988, 49-51, 54Anm.181;K.M.O'Connor, The Confessions of Jeremiah Their Interpretation and Role in Chapters1-25, Atlanta, Geogia, 1988, 46-48.108。
- (9) Vgl.F.Giesebricht 96-97;A.Weiser 145;W.Rudolph 115;J.Bright 176;J.A.Thompson 419,W.L.Holladay (I) 489;W.Mckane (I) 394;J.R.Lundbom (I) 780。
- (10) Vgl.W.L.Holladay(I) 489;J.A.Thompson 419 以下。
- (11) W.Rudolph 115。
- (12) Vgl.C.A.Keller und G.Wehmeier, Art. **תְּבִרֵךְ**, THAT I , 353-376 (特に371); J.Sharbert, Art.**תְּבִרֵךְ** , ThWAT I , 806-841。
- (13) Vgl. エレ 11, 3 (dtr);vgl. 申 27, 15-16;サム上 14, 24.28。
- (14) Vgl. 申 28, 52 ; この節はエレ 5, 17 から取られたものと考えられる
 (vgl.F.Giesebricht 34;W.Rudolph 32;J.P.Hyatt 850;W.Thiel, Redaktion I , 97), vgl. イザ 36, 6.9;エレ 46, 26;王下 18, 21.24。
- (15) Vgl. エレ 29, 31 (dtr)。
- (16) Vgl.H.J.Kraus, BK X V/1, 133;エレ 17, 5-8が捕囚後のものとする最近の見解として, vgl.G.Wanke (I) 165 ; W.Werner (I) 165。
- (17) Vgl.B.Duhm 146-147;C.H.Cornill 213;A.Weiser 146;W.Rudolph 115;J.Bright 119, W.L.Holladay (I) 494 ; J.A.Thompson 421-422;J.R.Lundbom (I) 786 ; S.Mowinckel, Komposition, 20 Anm. 2 。
- (18) 但し, エレ20, 12は後代の付加と見なされている(vgl.B.Duhm 166;C.H.Cornill 238;J.P.Hyatt 972;J.A.Thompson 461;W.L.Holladay (I) 550。
- (19) 他方, W.L.Holladay (I 494-495) は, 明確な根拠もなく, 9-10節をヤハウエと預言者による小さな対話と見なしている (vgl.auch G.Wanke(I)166 ; J.R.Lundbom (I) 786)。
- (20) Vgl.P.Volz 187;最近ではJ.Schreiner (I) 109-110。
- (21) Vgl.B.Duhm 147;P.Volz 187;J.P.Hyatt 949;W.Mckane(I) 402。
- (22) Vgl.W.Rudolph 116;A.Weiser 146 ; W.L.Holladay (I) 497。
- (23) Vgl.C.H.Cornill 215,F.Giesebricht 101;P.Volz 187;W.Rudolph 117;J.P.Hyatt 954-955;W.Mckane (I) 403;W.L.Holladay (I) 501;
 S.Herrmann, Die prophetische Heilserwartungen im Alten Testament Ursprung und Gestaltwandel, Stuttgart, 1965, 209;W.Thiel, Redaktion I , 203;M.Metzger,

“Thron der Herrlichkeit” Ein Beitrag zur Interpretation von Jeremia 17, 12 f , in : Prophetie und geschichtliche Wirklichkeit im alten Israel Festschrift für Siegfried Herrmann zum 65.Geburtstag (Hg.von R.Liwak und S.Wagner), Stuttgart, Berlin, Köln, 1991, 237-254 (特に 254)。

(24) Vgl.J.P.Hyatt 954;W.Mckane(I)404。他方, A.Weiser (147 Anm.1) は次のように主張する。すなわち, エレミヤは, ヤハウェ契約の祭儀伝承におけるいかなる敵対者をも有していなかったのであり, それゆえこれらの言葉を語り得たと主張する。だが, 以上のようなA.Weiserの理解によって, 果たしてこの12-13節が語られた具体的な状況は明確になっただろうか。その神学的意味が明らかになったと言えるだろうか。広範な預言者の審判宣教との関連で, 12-13節がどう位置づけられるのか, 未解決のままである。

(25) Vgl. エレ 14, 21 (dtr);エレ 3, 17 (postdtr);vgl. 代上 29, 32。

(26) Vgl. エレ 51, 51;イザ 61, 13。

(27) Vgl. エレ 50, 7;エズ 10, 2;vgl. エレ 14, 8。

(28) Vgl.B.Duhm 149 以下;C.H.Cornill 218 以下;F.Giesebrecht 102; P.Volz 190-191;W.L.Holladay(I)509;W.Mckane(I)419;R.P.Carroll 367-369; J.Schreiner(I)112;G.Wanke(I), 170;W.Werner (I) 171;S.Mowickel, Komposition, 49;T.Veijola, Die Propheten und das Alter des Sabbatgebots, in : Prophet und Prophetenbuch Festschrift für Otto Kaiser zum 65. Geburtstag(Hg. von V.Fritz, K -F.Pohlmann und H-C.Schmitt), Berlin, New York, 1989, 255-258。

他方, J.P.Hyatt (959), W.Rudolph (119-121), W.Thiel (Redaktion I , 203 以下) は, この单元を申命記史家的編集と見なしている。この散文説教は, 明らかに典型的な申命記史家の用語を用いて描かれている。

だが, 所謂申命記史家の「二者択一の説教」Alternativ-Predigt の他の例証に比べて (vgl.エレ7, 1-15;22, 1-5;vgl.W.Thiel, Redaktion I , 290-295), 相違点は少なくない。他のエレ 17, 19 以下の並行箇所では, 預言者自身が語った言葉との関連がより密接であり (例えば, エレ 7), 預言者の言葉がそのまま引用されるか, あるいはその意図や文学様式が編集上の核になって申命記史家の説教が形成されている (vgl. エレ 21, 11-12;22, 1 以下)。

だが, ここでは預言者自身の言葉との密接な言語的, 内容的依存関係は欠けている。それどころか, この散文説教は, 安息日の聖別に関する特殊な主題を内容としている。この主題は, エレミヤ書中の他の箇所ではまったく扱われておらず, かつ申 5 は別にして, 申命記史家の文献においても主要な問題として取り扱われていない。捕囚後のテキストであるネヘ 13, 15 以下の言語的内容的共通点は多く認められる。

したがって, エレ 17, 19 以下は捕囚後に形成したと推論することが妥当と思われる。

(29) Vgl.W.Thiel, Redaktion I , 203。

- (30) この17章の「構成」Kompositionと連結語としてのコルの役割に関して; vgl.K.M.O' Connor, Confessions, 108; vgl.R.Brandscheidt, Gerichtsklage, 76。但し, R.Brandscheidtは, 17章が, 預言者自身の言葉, 1節 ab. 9 -10節 (1-4節の編集史に関しては, 前述注1を参照せよ。及び以下に関しては前掲当該箇所を参照せよ)と共に, 15-18節の預言者の「告白」Konfessioを核に編集されたと分析した。捕囚期の編集者は, 預言者を新しい神の民としての捕囚共同体の「模範」Paradigmaとして描くために, 新たな12-14節と共に, 15節以下の預言者の告白を二義的に現在の箇所に付加したと考えたのである。また, 5-11節は神に信頼するか, 人間に信頼するかの「二者択一」Alternativeをせまる言葉として構成したと主張する (5-8節がAlternativeで, 9-11節はヤハウェを正しい裁き主として選択する例証とする)。総じて, 1-11節は, 19節以下の捕囚期(申命記史家)に培われた「二者択一の説教」Alternativpredigt (W.Thiel)の枠組みで編纂されたと結論付けている。しかし, この編集史的考察からは, 19節以下の主題(「安息日の清め」)の特殊性に関する考察は欠落しており, 19節以下を含めた編集過程も不分明である。また, 既に本論で指摘したような5-8節と9-11節の間にある内容的な緊張(神信頼への発言と人間の偽りに満ちた心との対立)は, — しかもR.Brandscheidtは, 9-10節を明確な根拠もなくエレミヤのものとしている — 全く見落とされている。
- (31) Vgl.R.P.Carroll 367-368。
- (32) Vgl.A.Weiser 144; W.H.Schmidt, Einführung in das Alte Testament, Berlin und New York, 4 1989, 243; N.Ittmann, Konfessionen, 149-150。
- (33) Vgl. エレ 13, 23; vgl.W.H.Schmidt, Zukunftsgewißheit und Gegenwartskritik Grundzüge prophetischer Verkündigung, BSt 64, Neukirchen-Vluyn, 1973, 51。
- (34) 動詞 **הָבָא** は, 旧約聖書中, 182回用いられている (vgl.E.Gerstenberger, Art. **הָבָא**, THAT I, 301-302)。全例証のほぼ3分の1は, 詩編に集中して出てくる。特に, 「ヤハウェを信頼する」という定式は, 祈祷者の信頼の表明における祈り(詩25, 2;26, 16;55, 24;56, 5;143, 8 u.a.)や祈りが聞き届けられたことに対する感謝(詩13, 6;56, 5.12)の中にも見られる。また, 警告や勧告(詩37, 3;44, 7;52, 9;115, 9-11;118, 8-9;146, 3), あるいは, **נְשָׁא** による祝福の言葉(詩40, 5a; vgl. 詩34, 3;84, 13;127, 5; 更に箴16, 20;29, 25)の中にも出てくる。
- (35) J.Schreiner (I 109) は, この9-10節の作者が5-8節の基本法則が日常の経験とは矛盾しているのではないか, という問題から出発していると推論する。
- (36) Vgl.W.Rudolph 116。
- (37) Vgl.N.Ittmann, Konfessionen, 77。
- (38) Vgl.C.Westermann, Jeremia, Stuttgart, 1967, 41。
- (39) その際, 預言者はあたかも一人の説教者のように登場しているように思える。このようにして以下のことが確証されることが重要であったに違いない

- い。つまり（特にエレ17, 16に関して）「彼は決して災いだけを告げたのではなく、また、滅亡を望んでいなかった」（J.Schreiner〔I〕112）と。
- (40) 現在のテクストの連関では、預言者をヤハウェの言葉の宣教の失敗をあざ笑った民の人々と（15節）、ヤハウェの言葉に聞き従って来なかつた古い世代の人々が⁴⁰、同一視されるはずである。
- (41) Vgl. エレ7, 24.26;11, 8;34, 14;44, 5;vgl. エレ25, 4;35, 15。
- (42) Vgl. エレ7, 26;19, 15;vgl. 申10, 16;王下17, 14；ネヘ9, 9.16-17;代下30, 8;36, 13;vgl. 箴29, 1。
- (43) Vgl. エレ7, 24;11, 8;vgl. エレ9, 13;13, 10;16, 12;18, 12;23, 17;vgl. 申29, 18;vgl. 更に後代のテクスト；エレ3, 17 (postdtr);詩81, 13 (捕囚/後)；vgl.W.Thiel, Redaktion II, 93。
- (44) Vgl. 箴3, 3;但し、この節の最後の部分は、そのテクストの長さのゆえに、また、LXX (Codex Vaticanus und Sinaiticus) に欠けているため、恐らく箴7, 3からの付加されたものとして削除すべきである (vgl.O.Plöger, BK X VII, 32)。
- (45) A.Baumann, Art. כוֹל, ThWAT IV, 495-496。
- (46) A.Baumann, Art. כוֹל, ThWAT IV, 498。
- (47) Vgl.H.W.Wolff, Anthropologie des Alten Testaments, ⁵1990, München, 80。
- (48) Vgl.B.Duhm 142-143;C.H.Cornill 209;A.Baumann, ThWAT IV, 498。だが、ここではコラが「意志の座」としても理解されることもあり得る。というのは、意志の傾注には、「記憶の集中や注意」が総動員されるからである（申6, 6-8;vgl.H.-J.Fabry, Art. כוֹל, ThWAT IV, 434）。
- (49) Vgl.A.Schenker, Die Tafel des Herzens Eine Studie über Anthropologie und Gnade im Denken des Propheten Jeremia im Zusammenhang mit Jer 31, 31-34 in:Text und Sinn im Alten Testament Textgeschichtliche und bibeltheologische Studien, OBO 103, 1991, Freiburg und Göttingen, 72。
- (50) LXXは、コラの代わりに、פָּנָעに読み替えている（=「深い、極めがたい、秘めている」）。この異読は、旧約聖書中、ほかに詩64, 7に保持されており、この読み方を支持する注解者たちもいる（例、B.Duhm 146-147;C.H.Cornill 214;W.Baumgartner, Klagegedichte, 44）。しかし、LXXは、明らかにコラの次のような基本的意味に基づいて、9-10節を意味の通るように読み替えている。すなわち、人間のコラとは、外の表面上に現れる事柄とは異なって、他の人からは見えにくい、わかりにくい思慮や思考の場である（H. W. Wolff, Anthropologie, 73）。それゆえに、思考や計画の座であるコラが、陰謀の温床となり得る。詩64, 7では、詩編詩人の敵対者たちの秘密裏に企てられた陰謀について語られている。まさに以上の基本的な意味でコラが用いられている。他方、エレ17, 10にも示されているように、特にイスラエルの知恵の伝承においては、ヤハウェのみが、この人間の心の深みを調べ、人間の意志の正当性を吟味出来ると理解されている（箴24, 12等；vgl. W. H. Schmidt,

Alttestamentlicher Glaube in seiner Geschichte, Neukirchen-Vluyn, '1987, 304-305)。したがって、エレ17, 9-10は、LXXの読み方においては、**コル**の基本的意味と知恵的思想の助けによって理解されていることが判る。マソラ本文の意味が不明でない以上、本文批判の原則である lectio difficilior probabilior に従って、難解な読み方であるマソラ・テクストの読みを保持する。

- (51) Vgl.H.J.Zobel, Art. **כוּעַת**, ThWAT VI, 338-343.
- (52) イザ17, 11;エレ15, 18;17, 9.16;30, 12.15;ミカ1, 9;ヨブ34, 6。
- (53) Vgl. エレ30, 12.15;ミカ1, 9;ヨブ34, 6。
- (54) 神の災いの日については、エレ17, 16を参照せよ;更に vgl. イザ17, 11。
- (55) Vgl.D.Kellemann, Art. **כָּלִיּוֹת**, ThWAT IV, 191;更にエレ17, 10に関して、J.Keglerは次のように述べている。「心と腎臓は最もも深いところで、人間の秘密が隠されている。つまり、人の密かな願いや計画、感情や欲求である」(J.Kegler, Beobachtungen zur Körpererfahrung in der hebräischen Bibel in: Was ist der Mensch...? Beiträge zur Anthropologie des Alten Testaments;Festschrift für Hans Walter Wolff zum 80. Geburtstag (Hg.F.Crusemann, C.Hardmeier und R.Kessler), Munchen, 1992, 37。